

クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症対策を強化するためには、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要であることから、気候変動適応法*が改正され、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）*を市町村長が指定できるようになりました。

射水市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、公共・民間を問わず、適当であると認められる市内の施設をクーリングシェルターとして指定することとしています。

については、本事業の趣旨に賛同し、クーリングシェルターとして、熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

*気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

*指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）…冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放される施設

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、市民等の休息場所として主に次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内ステッカーの掲示
 - (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
 - (3) 休息用の椅子、ソファ等の整備（既設のもので可）
 - (4) 冷房設備の適切な管理
 - (5) 利用人数の把握（できる範囲で可）

(申込資格)

- 3 申込資格は、クーリングシェルターの趣旨に賛同し、市内に所在する施設で、次の条件全てを満たす施設とします。
 - (1) 適当な冷房設備を有する施設
 - (2) 市民等、誰もが利用することができる場所を開放することができる施設
 - (3) おおむね5人以上の利用者が休息できる椅子、ソファ等を有する施設

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート運用期間*とします。なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

*熱中症特別警戒アラート運用期間…全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極め

て高くなると予測された際に、熱中症特別警戒アラートが発表される期間（毎年4月第4水曜日～10月第4水曜日）

（申込方法）

- 5 別紙申込書に必要事項を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により射水市市民生活部環境課に提出してください。

（提出後の流れ）

- 6 申込書提出後の流れは、次のとおりとなります。
- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議、現地確認
 - (2) 協定の締結
 - (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ）
 - (4) クーリングシェルターの運用開始（案内ステッカーの掲示）

（その他）

- 7 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

（申込み・問い合わせ先）

〒939-0294 射水市新開発410番地1

射水市 市民生活部 環境課

TEL 0766-51-6624

FAX 0766-51-6656

E-mail kankyou@city.imizu.lg.jp